

第二部 各論

五 労使関係

(一) 労働組合組織の現状

(1) 労働組合の組織状況

三二年六月末現在における組合の状況は第一五三表のとおりである。このうち単位組合と単一組織下部(単位扱)を合した単位労働組合は、組合数が三六、〇八四組合、組合員数が六六一万人であり、三一年同期に対し二、〇一一組合、二六万人の増加であった。これをさらに戦後の各年と比較すると、組合数については従来最高の組合数をしめした二四年を上回って戦後最高の数に達し、組合員数については前年同期に対する増加数では組織再編期(二七年)以降最大の増加数をしめした(第一五四表参照)。

第153表 種類別組合数および組合員数

第153表 種類別組合数および組合員数
(32年6月末)

組合の種類	組合数	組合員数
単位組合	18,503	3,210,084人
単一組織	794	3,552,517 ¹⁾
本部	794	(非独立組合員数) 156,326 ²⁾
下部(連合扱)	972	
下部(単位扱)	17,581	3,396,191 ³⁾
連合団体	2,801	×
連合組織	974	×
協議組織	1,827	×

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 2)は組合員個人が、単位扱の組合に所属することなく直接本部または連合扱の組合に所属している組合員数である。したがって 1)=2)+3)の関係にある。

第154表 単位労働組合数および組合員数

第154表 単位労働組合数および組合員数

年 月	単位労働組合数	組 合 員 数	組合員の対前年度比較	推定組織率
		人	人	%
昭和22年 6月末	23,323	5692,179	2,011,162	45.3
23年 6月末	33,926	6,677,427	985,248	53.0
24年 6月末	34,688	6,655,483	△ 21,944	55.8
25年 6月末	29,144	5,773,908	△ 881,575	46.2
26年 6月末	27,644	5,686,774	△ 87,134	42.6
27年 6月末	27,851	5,719,560	32,786	40.3
28年 6月末	30,129	5,842,678 (5,927,079)	123,118	40.3 (40.9)
29年 6月末	31,456	5,986,168 (6,075,746)	143,490 (148,667)	39.0 (39.6)
30年 6月末	32,012	6,166,348 (6,285,878)	180,180 (210,132)	39.0 (39.8)
31年 6月末	34,073	6,350,357 (6,463,118)	184,009 (177,240)	36.4 (37.0)
32年 6月末	36,084	6,606,275 (6,762,601)	255,918 (299,483)	36.1 (37.0)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) △印は減少を示す。

2) 昭和28年以降の()内の組合員数、推定組織率は所謂単一組織の本部または連合役組合に直接所属している非独立組合員数を含んだ労働組合員数による。

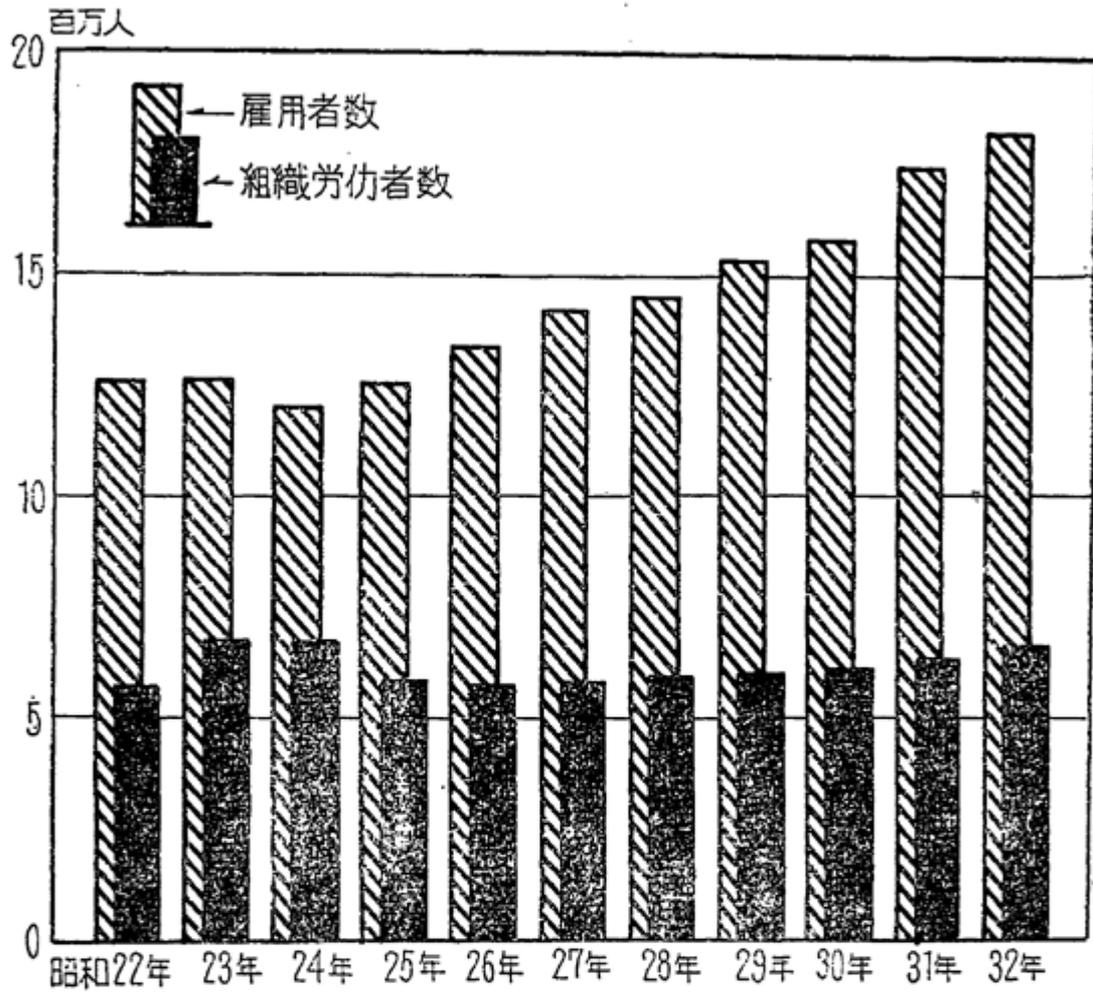
3) 推定組織率は総理府統計局「労働力調査」の雇用者総数に対する比率(昭和22年雇用者数は同年7月の雇用者数)。

この一年間に組合数、組合員数がこのように大きな伸長をみせたのは、まず未組織労働者による組合の新規設立が三一年同様に多数おこなわれて解散数を上回ったこと、またとくに組合員数の増加については、組合の新規設立によるもののほか、既設組合における組合員数の増加が三一年よりも一層多かつたことなどによるものである。このうち組合員数の増加を産業別にみると、農業、漁業、金融及び保険業を除きいずれの産業も増加しているが、とくに増加の大きかつた産業は製造業であり、ついで公務、運輸通信及びその他の公益事業、卸売及び小売業の順であつた。

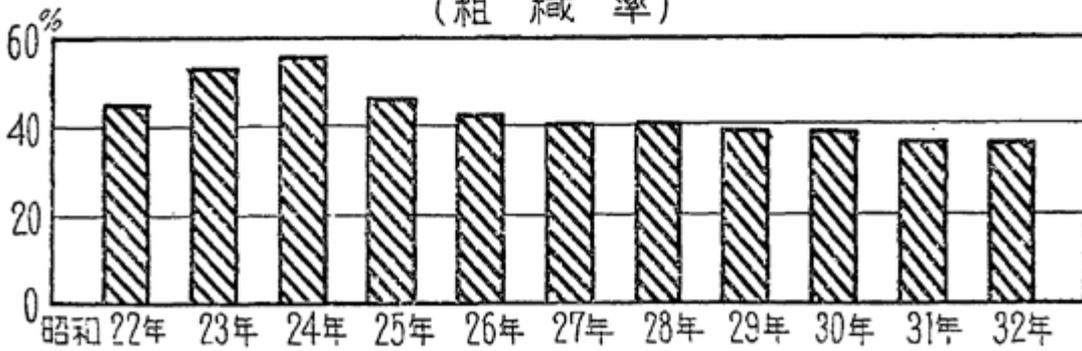
一方、組合員数が雇用労働者総数中にしめる割合は三七・〇%で、三一年と同率にとどまっている。これは組合員数の大巾な増加があつた反面、中小企業労働者、臨時日雇労働者等のごとき組織率の低い部門の労働者の増加が相当数あつたことによるものであろう。

第36図 年別雇用者数および単位労働組合員数

第36図 年別雇用者数および単位労働組合員数



(組織率)



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第二部 各論

五 労使関係

(一) 労働組合組織の現状

(2) 設立、解散および組合員数の増減状況

つぎに組織の動きをや、詳しくみると、まず新設組合は三、一三八組合、二五万人であり、三一年の新設と比較して若干減少をみせている。しかしこの減少は主として組織変更、組合分裂による既存組合での変更、すなわち形式的な新設の減少によるものであって、それ以外の理由による実質的な新規設立二、四九〇組合、一七万人は三一年に比し組合数では大差ないが、組合員数ではむしろ五千人の増加をしめしている。

この実質的な新規設立を理由別にみると、労働者の自発的意思によるものがもっとも多く、ついで外部団体からの呼びかけ、企業の規模拡張にともなうものの順となっており、三二年の新規設立はまず労働者意識の昂揚によって推進され、これに総評その他大単産による未組織労働者の組織化運動、三一年および三二年上半期の企業、経営の好調等が加わって、組合員数については三一年を上回る数になったといえることができる(第一五五表の一、第一五五表の二参照)。また実質的な新設組合の組合員数を組合員が所属する企業の規模別にみると、中小企業に属する組合員数が過半数で、その組織化の数およびそれが新設組合員総数中にしめる比率はともに三一年を上回って進展した。

第155表の1 年別設立単文労働組合数および組合員数

第155表の1 年別設立単位労働組合数および組合員数

年	月	組合数	組合員数
29年7月～30年6月末合計		3,763	359,060 ^人
30年7月～31年6月末合計		3,272	274,432
31年7月～32年6月末合計		3,138	252,344

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第155表の2 設立理由別単位労働組合数および組合員数 (31年7月～32年6月末)

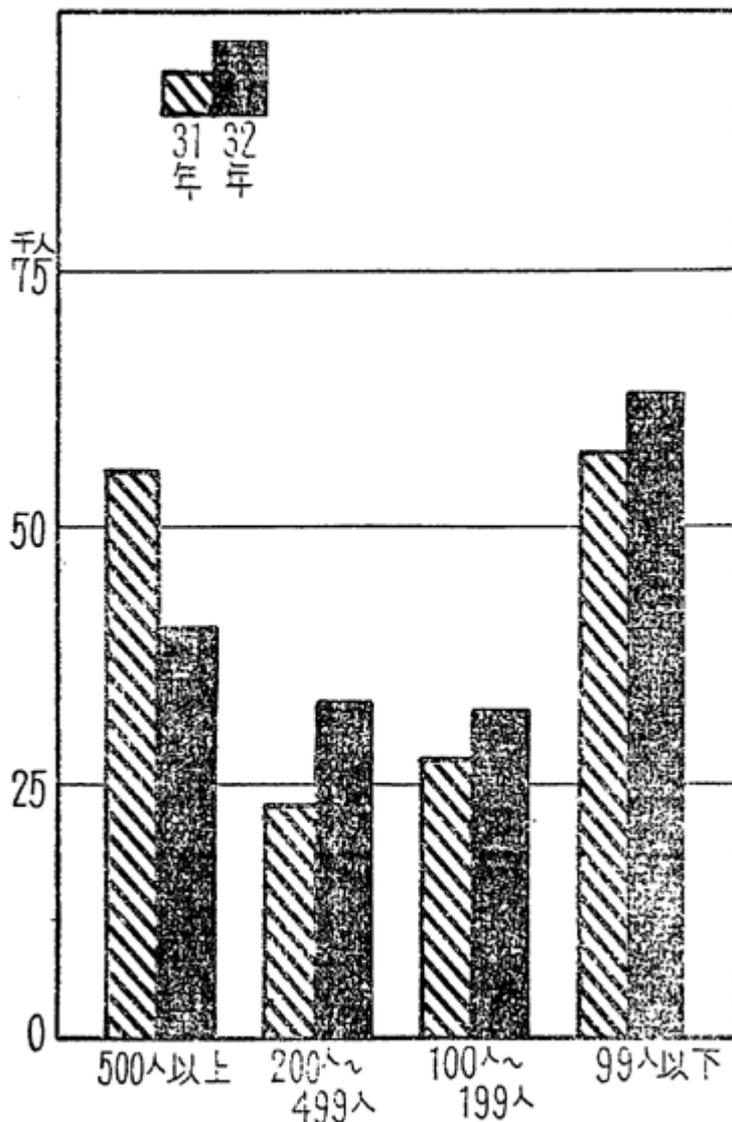
第155表の2 設立理由別単位労働組合数および組合員数
(31年7月～32年6月末)

設 立 理 由	組 合 数	組 合 員 数
合 計	3,138	252,344人
労働条件の向上	1,164	72,789
労働者の自覚によるもの	475	29,089
外部団体からの呼びかけ	369	29,105
人員整理に対する防衛	83	3,187
企業の規模拡張(会社の新 にともなうもの(設を含む))	134	16,333
労務管理に対する不満	137	6,888
組織変更(分裂を含まず)	540	75,596
組合の分裂によるもの	108	9,552
そ の 他	128	9,805

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第37図 企業規模別新規設立単文労働組合員数

第37図 企業規模別新規設立
単位労働組合員数



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 組織変更および組合分裂による新規設立組合員数を除く。

解散は二、五五一組合、一九万人であり、三一年にくらべて三〇八組合増加、組合員数はほとんど同数であった。このうち組合数の増加は組織変更などによる形式的な解散と、実質的な解散の両者がいずれも増加したことによるものであり、組合員数については形式的な解散の減少にもかかわらず、実質的な解散が増加して、差引三一年と同数程度になったものである。実質的な解散の増加は大部分が中小規模組合での増加によるものであり、解散理由もほとんどの項目にわたって増加がみられる。このことは最近中小規模組合の新設が多数ある反面に、このような規模では組合の基礎が充分固まっていなかったものも数多く存在していること、そのためいわば内部崩壊に至る組合が相当数あったことをしめすものであろう(第一五六表参照)。

第156表 解散理由別単位労働組合数および組合員数

第156表 解散理由別単位労働組合数および組合員数

理 由	組 合 数			組 合 員 数
	自29年7月 至30年6月末	自30年7月 至31年6月末	自31年7月 至32年6月末	自31年7月 至32年6月末
合 計	3,599	2,243	2,551	186,570 人
組 織 変 更	1,543	703	941	94,467
分 裂	16	42	15	2,104
事業所休廃止および縮小	787	637	506	37,123
組合無用論	116	92	109	5,113
指導者の欠陥、組合内部の 紛争、財政不如意	146	177	226	9,838
自 然 消 滅	449	411	484	23,363
そ の 他	542	181	270	14,562

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

ただし、解散数が増加したとはいえ、総組合数に対する解散組合の割合は、三一年の場合とあまり大差はみられなかった。

なお既設の組合においては、三一年とくらべて製造業を中心に雇用増大を理由とする組合員数の増加が極めて多く、また雇用減少を主原因とする組合員数の減少が大巾にすくなくなっている。このため、既設組合における組合員数の増加は多数あったものとみられ、これが前述した三二年組合員数の大巾な増加の主要な原因を形成したものと考えることができる(第一五七表、第一五八表参照)。

第157表 組合員の増加理由別増加組合員数

第157表 組合員の増加理由別増加組合員数

年	合 計	雇用の増大	そ の 他	不 明
31 年	249,673 (100.0)	151,337 (60.6)	93,963 (37.6)	4,373 (1.8)
32 年	312,007 (100.0)	220,625 (70.7)	86,281 (27.7)	5,101 (1.6)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 増加組合員数は前年の組合員数に対し10%以上または50人以上増加があつた単位労働組合の組合員数のみを集計。

第158表 組合員の減少理由別減少組合員数

第158表 組合員の減少理由別減少組合員数

年	合 計	雇用の減少	そ の 他	不 明
	人	人	人	人
31 年	176,584 (100.0)	90,039 (51.0)	80,447 (45.6)	6,098 (3.5)
32 年	132,821 (100.0)	61,926 (46.6)	66,765 (50.3)	4,130 (3.1)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 減少組合員数は前年の組合員数に対し10%以上または50人以上減少があった単位労働組合の組合員数のみを集計。

第二部 各論

五 労使関係

(一) 労働組合組織の現状

(3) 組織労働者の分布

ここで組織労働者の産業別分布をみると、製造業が二一三万人で従来どおりもっとも多く、ついで運輸通信及びその他の公益事業一五〇万人、サービス業九七万人となっており、これらの順位は三一年と同様で変化はみられなかった。しかし組織率では、前年もっとも高率であった鉱業が六六・五%で二位となり、これにかわって運輸通信及びその他の公益事業の七三・二%が最高率となった。他の産業の順位は三一年と同様で、もっとも低いのは依然として農林業(七・四%)である(第一五九表参照)。

第159表 産業別推定組織率

産 業	32年推定組織率		31年推定組織率	
	%	%	%	%
全 産 業	37.0	(36.1)	37.0	(36.4)
農 林 業	7.4	(7.5)	7.9	(8.4)
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	23.1	(23.1)	18.9	(18.8)
鉱 業	66.5	(66.9)	90.3	(90.6)
建 設 業	26.9	(28.7)	30.2	(31.5)
製 造 業	35.9	(35.0)	35.9	(34.9)
卸 売 小 売 業 及 び 金 融 保 険 不 動 産 業	16.9	(16.4)	15.5	(15.8)
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	73.2	(70.3)	78.6	(76.2)
サ - ビ ス 業	32.2	(33.4)	72.7	(33.8)
公 務	62.0	(55.2)	51.9	(46.3)

資料出所 総理府統計局「労働力調査」および労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) 推定組織率は総理府統計局「労働力調査」の同期における雇業者総数に対する組合員数の比率。

2) 推定組織率算定の基礎である組合員数は単一組織の本部または連合役組合に直接所属する非独立組合員数を含んだ労働組合員数による。ただし括弧内の組織率は非独立組合員数を含まない単位労働組合員数についての組織率である。

また組合員数の男女別構成は、実数では男女ともに増加したが、製造業その他での女子組合員数の増加が大きく、そのため男子七五・三%、女子二四・七%となり、女子の比率は三一年より〇・五ポイント上昇した。組織率についても女子は三〇・〇%で三一年より一・一ポイントの上昇があったのに反し、男子は三八・八%で〇・九ポイント低下している。つぎに単位組合と単一組織とをそれぞれ一組合とみた労働組合について、その組合員規模をみると、組合数、組合員数とも大規模組合の伸びが比較的多く、五〇〇人以上の規模の組合および組合員数が総組合、総組合員数に対してしめる比率(九・二%および七六・四%)は、三一年にくらべ〇・二ポイント、〇・五ポイントと若干ながら上昇した。これは組織変更などによる新設の組

合が大規模の組合に多かったこと,あるいは既設の組合における組合員数増加によって,従来の中小規模組合が大規模組合に移行したものが多かったことなどの理由によるものと考えられる(第一六〇表参照)。

第160表 規模別労働組合数および組合員数

第160表 規模別労働組合数および組合員数

組合員規模	労働組合数		組合員数	
	31年	32年	31年	32年
合計	18,935	19,297	千人 6,463	千人 6,763
500人以上	1,709	1,783	4,908	5,164
200人～499人	2,234	2,315	680	702
100人～199人	2,838	2,946	401	414
99人以下	12,154	12,253	474	482

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) 組合数および組合員数は独立単位労働組合および単一組織をそれぞれ一組合として取扱った数による。

2) 独立単位労働組合および単一組織を一組合として取扱った場合その組合員数は本表のように676万人で、独立単位労働組合および単一組織の支部または分会を一組合とした場合より組合員数は約16万人上回っている。これは単一組織の本部または連合扱組合に直接所属している組合員が加っているためである。

なおこの調査において単一組織の組合とは、規約上個人加入の形式をとり下部組織が独自の規約を有し独自の活動を行いうる組合である。

この組合を組織別にみると,企業別組織の組合数,組合員数が全体の八六・五%および七九・九%をしめ,数,比率とも最近数年の間一貫した増加傾向をみせている。これに対し産業別,職業別組織は組合数,組合員数ともに三一年より減少してのびなやみの状態となっている(第一六一表参照)。

第161表 組織別労働組合数および組合員数

第161表 組織別労働組合数および組合員数

組 織	組 合 数		組 合 員 数	
	31年	32年	31年	32年
合 計	18,935	19,297 (100.0)	千人 6,463	千人 6,763 (100.0)
企 業 別	16,222	16,693 (86.5)	5,158	5,401 (79.9)
産 業 別	684	668 (3.5)	801	763 (11.3)
職 業 別	1,416	1,370 (7.1)	364	331 (4.9)
地 域 別	574	251 (1.3)	128	43 (0.6)
そ の 他	39	315 (1.6)	12	225 (3.3)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 組合数および組合員数は独立単位労働組合および単一組織をそれぞれ一組合として取扱った数による。

また適用法規別には、労働組合法適用の組合数、組合員数が全体の八〇・九%および六三・八%と大部分をしめ、三一年に引続き数、比率ともに増加した。これに反し労働組合法以外の法規の適用をうける組合は、組合員数ではいずれも増加しているが、組合数では地方公営企業労働関係法適用をのぞき減少をしめしている。なおこのため、公共企業体等労働関係法、国家公務員法、地方公務員法適用の組合の平均規模は上昇した。

第二部 各論

五 労使関係

(一) 労働組合組織の現状

(4) 連合団体の動き

組織労働者総数のうち、全国組合に加入する組合員数の割合は七七・〇%で三一年よりこの比率は上昇した。また全国組合加入組合員数のなかではいわゆる中立系の組合員数の割合が減少している。そこで主要団体の組織状況をみると、まず総評は加入組合員数三四一万人で組織労働者の約半数をしめ、三一年より二七万人の増加であった。この増加は全日本自由労組、運輸省全海事職組、運輸省全港湾建設労組の新規加入、および全日本自治団体労組、全国金属労組、日本教職員組合、合成化学産業労連、その他の傘下組合で組織の増大があったことによるものである。全労は七八万人で三一年より二万人の増加であるが、これは中部、四国、中国の各電力労組の新規加入のほか、総同盟、全織同盟などで組織増大があったことによる。新産別は三万八千人で二千人増、産別会議は一万三千人で微増であったが、後者は三三年二月に解散し、戦後二年の歴史をとじている。また以上の西団体に加入しない全国組合は三四組合、一〇三万人で一組合、五万人の減少である。これは従来中立であった全日本自由労組の総評加入による減少が主原因であり、全国生命保険外務労連、全国銀行従組総連合、全国一般合同労組協議会、全国生命保険労連などでは相当数の組織増大がおこなわれている(第一六二表参照)。

第162表 加入主要団体別労働組合数

主 要 団 体	31年6	32年6
	月末	月末
合 計	千人 6,463	千人 6,763
日本労働組合総評議会	3,138	3,410
全日本労働組合会議	662	782
日本労働組合総同盟	242	256
そ の 他	432	529
全国産業別労働組合連合	36	38
全日本産業別労働組合会議	12	13
以上の組合に加入しない全国組合	1,083	1,029
そ の 他 の 組 合	1,565	1,554

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 加入主要団体に2以上加入している場合はそれぞれの組合に集計してあるので、上部組合別の計は合計欄の数字と一致しない。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

五 労使関係

(一) 労働組合組織の現状

(5) 労働協約締結状況

以下において組合の活動状況を見ると、まず活動の基礎となる協約締結、適用の部門では、労働協約の適用をうける単位労働組合数が一八、三七〇組合、組合員数が四〇四万人であり、法適用からみて協約を締結しうる労組法、公労法、地公労法適用の単位労働組合総数に対し六四・二%(締結率)、同じく協約を締結しうる単位労働組合の組合員総数に対し七七・七%(適用率)の比率となった。これは三一年同期に対し一、二七五組合、一九万人の増加、締結率は〇・五ポイント、適用率は〇・六ポイントの上昇である(第一六三表参照)。

第163表 労働協約の適用をうける単位労働組合数および組合員数

年	適用をうける 組合数	締結率	適用をうける 組合員数	適用率
昭和23年6月末	13,538	59.4%	3,348千人	71.6%
29年6月末	14,226	60.7	3,507	73.7
30年6月末	16,182	64.9	3,798	78.1
31年6月末	17,095	63.7	3,856	77.1
32年6月末	18,370	64.2	4,042	77.7

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) 締結率 = $\frac{\text{協約の適用をうける組合数}}{\text{協約の締結可能な総組合数}}$
 2) 適用率 = $\frac{\text{協約の適用をうける組合員数}}{\text{協約の締結可能な総組合員数}}$
 3) 協約締結可能な組合および組合員数とは、昭和23年以前には総組合数および総組合員数であるが、24年以降は労組法、公労法および地公労法が適用になる組合数および組合員数である。

三一年は新設の中小規模組合の大部分が労働協約締結にまで至らなかったため、適用をうける組合数、組合員数は増加しながらも、全体としての締結率、適用率は低下したのであるが、三二年においては上部協約の適用、単独協約締結の伸びなどによってかかる規模においても協約締結が進展したため、比率でもわずかではあるが上昇をみせたものと思われる。この協約を内容によって、労働基準法にもとづく事項のみの内容を規定するものと、労働基準法以外の一般的事項についてもその全部または一部を規定したものとにわけてみると、後者が協約の適用をうける組合数、組合員数の九割以上をしめ、三一年に対し三二年は実数、適用総数に対する比率ともに増加しているが、このことは協約適用の活動が量的にのみならず質的にも前進をしめてきたものとみることができよう(第一六四表参照)。

第164表 種類別労働協約の適用をうける単位労働組合数および組合員数

第164表 種別労働協約の適用をうける単位労働組合数および組合員数

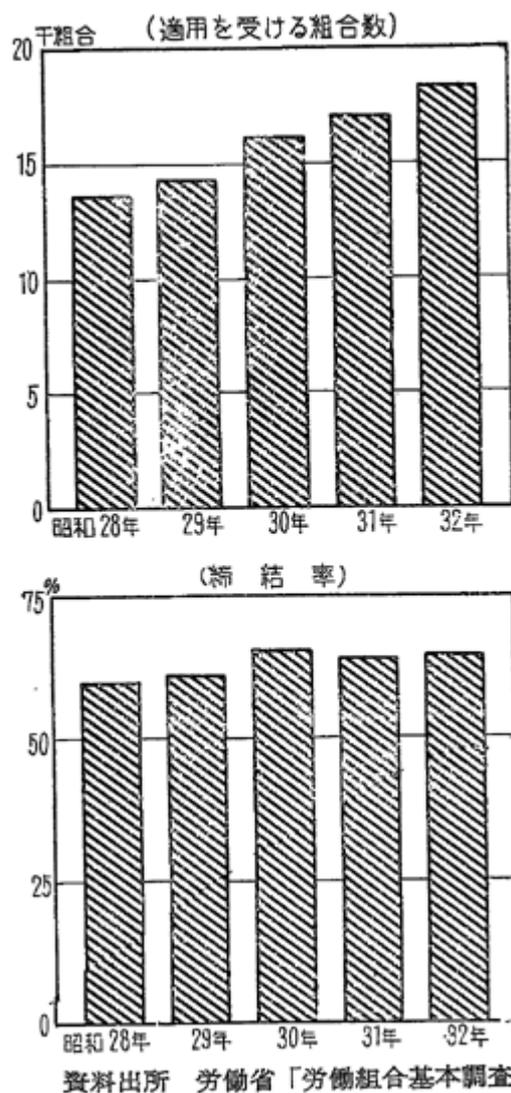
種 類	組 合 数		組 合 員 数	
	31 年	32 年	31 年	32 年
合 計	17,095 (100.0)	18,370 (100.0)	千人 3,956 (100.0)	千人 4,042 (100.0)
一般的事項の全部または一部 を規定するもの 1)	15,268 (89.0)	16,574 (90.2)	3,530 (91.5)	3,754 (92.9)
労基法に基く事項の内容のみ を規定するもの 2)	1,827 (11.0)	1,796 (9.8)	327 (6.5)	289 (7.1)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) は協約中に締結目的、経営権、労働権、組合保障、組合活動、経営協議会苦情処理機関、団体交渉手続、人事、給与、給与以外の労働条件、退職金、安全衛生、福利厚生、災害補償、平和条項、争議条項、効力等の全部または一部について規定しているもの。
- 2) は労働基準法第18条第2項(強制貯金)、第24条第1項(賃金の支払)、第36条(時間外および休日の労働)および第39条第4項(年次有給休暇)のみにもとづく事項を協約中に規定しているもの。

第38図 年別労働協約締結状況の推移

第38図 年別労働協約締結状況の推移



第二部 各論

五 労使関係

(一) 労働組合組織の現状

(6) 労使交渉協議機関

また労使交渉協議機関を有する単位労働組合は一三,四七〇組合で,三一年にくらべ二八九組合増加したが,総組合数に対する割合は若干低下した。このうち労働協約の規定にもとづいてかかる機関を設置した組合は一二,〇八五組合で,機関設置総組合数の九割をしめている。

この協約の規定にもとづいた機関を附議事項の種類別にみると,三一年と同じく苦情紛争処理に関する機関を有する組合が最も多く,ついで労働条件に関する機関を有する組合,生産に関する機関を有する組合の順となっている。しかし三一年に対しては,労働条件に関する機関を有する組合のみ増加し,他の種類のものはいずれも減少をみせ,前年までの傾向とは異つた増減をしめた(第一六五表参照)。これは労働条件および生産に関する両機関を有する組合と労働条件のみに関する機関を有する組合が運輸通信及びその他の公益事業,製造業,金融及び保険業などで大きく増加したのに対し,上記三機関を同時に有する組合数が大巾に減少したことによるものである。

第165表 労使交渉協議機関を有する単位労働組合数

第165表 労使交渉協議機関を有する単位労働組合数
(協約にもとづくもの)

年	総数	労働条件に関するもの	生産に関するもの	苦情紛争処理に関するもの
昭和24年	13,344(100.0)%	9,212(69.0)%	9,601(71.9)%	4,124(30.9)%
25年	6,888(100.0)	5,566(30.9)	4,388(63.8)	3,682(53.5)
26年	8,401(100.0)	7,767(92.4)	4,748(56.3)	5,220(62.1)
27年	9,625(100.0)	8,683(90.2)	5,319(55.3)	6,275(65.2)
28年	10,770(100.0)	9,405(87.3)	4,927(45.7)	8,040(74.7)
29年	10,825(100.0)	9,673(89.4)	4,756(43.9)	8,498(78.5)
30年	11,394(100.0)	9,352(82.1)	5,914(51.9)	10,437(91.6)
31年	11,603(100.0)	9,523(82.1)	6,210(53.4)	10,701(92.2)
32年	12,085(100.0)	10,164(84.1)	5,395(44.6)	10,549(87.3)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 機関の附議事項が二つ以上の場合があるため 各項目の計は総数と一致しない。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

五 労使関係

(一) 労働組合組織の現状

(7) 組合が運営する福祉事業

組合が主体となって運営する福祉事業を有する労働組合は三、〇七〇組合、組合員数は一七五万人で、総組合数、総組合員数中にしめる割合はそれぞれ一五・九%、二五・九%であった。したがってわが国においては組合が運営する当該事業はあまり普及していないものといえることができる。しかも組合の規模別にみると、この事業を営む組合が各規模毎の組合総数に対してしめる割合は、規模二〇〇人以上が二八・八%、規模一九九人以下が一・四%であり、中小規模の組合では一層低率となっている。

また福祉事業を有する組合を事業の内容によって、1)共済事業のみを営む組合、2)その他の事業のみを営む組合、3)両事業を同時に営む組合にわけると、福祉事業を有する組合のうち、1)についてはどの規模でも多くの割合の組合がこれを営んでいるが、小規模組合にあつては大および中規模に比して2)または3)に該当する組合の比重が相当程度低くなっており、その事業内容は組合規模によってかなりの相違があることをしめしている(第一六六表参照)。

第166表 規模別福祉事業を有する労働組合数

第166表 規模別福祉事業を有する労働組合数						
項 目	合 計	500人以上	200人～ 99人	100人～ 199人	99人以下	
総 組 合	19,297 (100.0)	1,783 (100.9)	2,315 (100.0)	2,946 (100.0)	12,253 (100.0)	
福祉事業のある組合	3,070 (15.9)	544 (30.5)	637 (27.5)	622 (21.1)	1,267 (10.3)	
1. 共済事業あり	2,038	341	368	37.0	959	
2. その他の事業あり	1,217	251	313	299	354	
1.2.の両方の事業あり	185	48	44	47	46	

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) 組合数は独立単位労働組合および単一組織をそれぞれ一組合として取扱った数。
- 2) 共済事業とは疾病、災害、退職等について金銭を給付したり、または被解雇者の救済を行う等の相互扶助の事業をいうが、この調査では給付基準が規約に明示されていればよく、掛金の徴収、会計の独立などを条件としていない。
- 3) その他の事業とは、物資の購入販売事業、生産加工事業、施設の利用事業等をいう。

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働争議の状況

(1) 労働争議の件数,参加人員および労働損失日数

三二年は春季斗争をはじめとし,景気下降の傾向がみえたにもかかわらず夏季,秋季,年末などに積極的要求の争議が激増し,そのため争議件数は戦後最高となり,争議行為参加人員数,労働損失日数も三一年を大巾に上回るに至った。

まず総争議についてみると,件数は一,六八〇件,総参加人員数は八四六万人で,件数は二三年をしのぐ戦後最高の数となり,総参加人員数も過去数年にくらべて大巾な増加があったものと推測される(注)。この増加は時期的には一〇～一二月の秋季年末斗争時,ついで三～四月の春季斗争時,六～七月の夏季手当斗争時において三一年を大巾に上回る多数の争議が発生したことによるものであり,また総参加人員数はこれら季節的斗争時のほか五月に特に多く現われており,それはこの時期に全織の労働時間短縮および海員組合の賃金増額に関する争議行為を伴わない第三者関与争議や官公労の処分撤回斗争などが集中的に行われたことによるものである。

(注)総参加人員数は従来の人員数と集計基準が異なるので年次比較ができない。

これを争議行為を伴った争議と伴わない争議にわけてみてもい三二年は三一年にくらべてともに大きな増加をしめしているが,とくに争議行為を伴った争議については,前記春季斗争時および秋季,年末斗争時の争議の高まりによって九九九件,総参加人員数六七一万人,争議行為参加人員数二三五万人となり,件数では従来までの最高数,行為参加人員数では二三年につぐ数に達した(第一六七表参照)。

第167表 労働争議件数および参加人員

第167表 労働争議件数および参加人員

年	総 争 議				争議行為を伴わないもの				争議行為を伴ったもの			
	件 数		参加人員		件 数		参加人員		件 数		行為参加人員	
	件	%	千人	%	件	%	千人	%	件	%	千人	%
昭和21年	920	100.0	2,723	100.0	110	12.0	2,088	76.7	810	88.0	635	23.3
22年	1,035	100.0	4,415	100.0	352	34.0	4,120	93.3	683	66.0	295	6.7
23年	1,517	100.0	6,715	100.0	604	39.8	4,109	61.2	913	60.2	2,605	38.8
24年	1,414	100.0	3,307	100.0	770	54.5	2,068	62.5	651	46.0	1,240	37.5
25年	1,487	100.0	2,348	100.0	783	52.7	1,322	56.3	763	51.3	1,027	43.7
26年	1,186	100.0	2,819	100.0	584	49.2	1,432	50.8	670	56.5	1,386	49.7
27年	1,233	100.0	3,683	100.0	573	46.5	1,839	49.9	725	58.8	1,844	50.1
28年	1,277	100.0	3,399	100.0	584	45.7	1,655	48.7	762	59.7	1,743	51.3
29年	1,247	100.0	2,635	100.0	552	44.3	1,089	41.3	780	62.6	1,547	58.7
30年	1,345	100.0	3,748	100.0	615	45.7	1,981	52.8	809	60.1	1,767	47.2
31年	1,330	100.0	3,372	100.0	591	44.4	1,767	52.4	815	61.3	1,605	47.6
32年	1,674	100.0	5,263	100.0	780	46.6	2,918	55.4	999	59.7	2,345	44.6
	(1,680)	(100.0)	(8,464)	(100.0)	(681)	(40.5)	(1,754)	(20.7)	(999)	(59.5)	(2,345)	(27.7)

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 32年の()内の数字は総争議件数については従来の件数のほかに当該期間において争議行為も第三者関与もない未解決の争議件数を含み、その参加人員については争議行為のあった事業所の行為参加人員以外の争議参加人員を含んでいる。また32年()内の争議行為を伴わない争議の件数および参加人員については当該期間において争議行為の全くなかった争議のみ(第三者関与のみおよび解決のみが繰越された争議)である。

なお上記の32年()内の参加人員は「総参加人員」とよぶこととする。

また争議行為を伴った争議をさらに細分してみると、作業停止争議は八三〇件、行為参加人員数一五六万人で、これも件数は従来までの最高数、行為参加人員数は二三、二七年につぐ数に達している。これは同盟罷業の増加によるもので、工場閉鎖は件数では三一年より若干の増加がみられたけれども、行為参加人員数は大きく減少している。

作業停止の結果生じた損失日数は三一年に対し一〇九万日増の五六五万日であったが、これは秋季年末斗争において鉄鋼その他の大罷業がおこなわれ、春季斗争の損失日数をも上回ったことによるものであり、また雇用者千人当りの損失日数(千人率)は三〇一日(三一年は二六二日)で、いずれも二八年以降最も大きい数となっている(第一六八表、第一六九表参照)。なおこのように増加した損失日数を各争議についてみると、大きいものとしては秋季、年末斗争の鉄鋼一三六万日をはじめ、同じく炭労四〇万日、全造船二九万日、春季斗争の炭労七一万日、全鉱二三万日、夏季手当および企業再建斗争の杵島三七万日、労働時間短縮の全織綿紡一一万日などがあつた。

第168表 作業停止労働争議件数、行為参加人員および労働損失日数

第168表 作業停止労働争議件数、行為参加人員および労働損失日数

年	件数	行為参加 人員	労働損失日数			
			合計	同盟罷業	工場閉鎖	工場閉鎖の合計 に対する比率
昭和21年	702	517	6,266	6,093	173	2.8
22年	464	219	5,036	4,894	142	2.8
23年	744	2,304	6,995	6,880	116	1.7
24年	554	1,122	4,321	4,252	68	1.6
25年	584	763	5,486	5,133	353	6.4
26年	576	1,163	6,015	5,972	42	0.7
27年	590	1,624	15,075	15,012	63	0.4
28年	611	1,341	4,279	3,854	425	9.9
29年	647	928	3,836	2,659	1,177	30.7
30年	659	1,033	3,467	3,307	160	4.6
31年	646	1,098	4,562	2,353	2,269	49.7
32年	830	1,557	5,652	5,561	128	2.3

資料出所 労働省「労働争議統計」

第169表 作業停止労働争議発生率および千人率

第169表 作業停止労働争議発生率および千人率

年	総争議参加人員に対する作業停止 争議行為参加人員の割合	雇用者1,000人当り損失 日数 (千人率)
昭和28年	39.4 %	286 日
29年	35.2	249
30年	27.6	215
31年	32.6	262
32年	29.6 (18.4)	301

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 1) 雇用者は総理府統計局「労働力調査」の年間平均の雇用者総数。

2) 32年の()内の数字は第167表()内の総参加人員に対する割合。

争議行為を伴った争議のうちで今一つ注目されることは、怠業が年々増加の傾向を辿り、三二年は三八五件、行為参加人員数一二四万人となり、いずれも従来までの最高数をしめすに至ったことである。これは罷業権のない官公労組の各種戦術のほか、民間労組においても時限ストなどの争議方法を一層多く採用するようになったことによるものである。

また総争議総参加人員数に対する作業停止争議行為参加人員数の割合は一八・四%で、三一年より若干その比率が低下したものと考えられる。この比率の低下は争議行為を伴わない争議の割合が増加したこと

のほか、部門ストなどの実力行使方式が従来以上に用いられる傾向によって生じた結果であろう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働争議の状況

(2) 産業別にみた労働争議

つぎに争議を産業別にみると、総争議総参加人員数の最も多いのは運輸通信及びその他の公益事業五二九万人で、全産業の六割までをしめている。これは組合員数の多い国労、全逓、全電通など公労協労組の争議が多かったため、主な争議としては、春季斗争、処分反対斗争等の国労、機労、全逓、全電通、春斗および年間臨給与金斗争の私鉄、秋季、年末斗争の国労、機労、全逓、日通、海員、三三年新賃金要求の国労、全逓などがあつた。

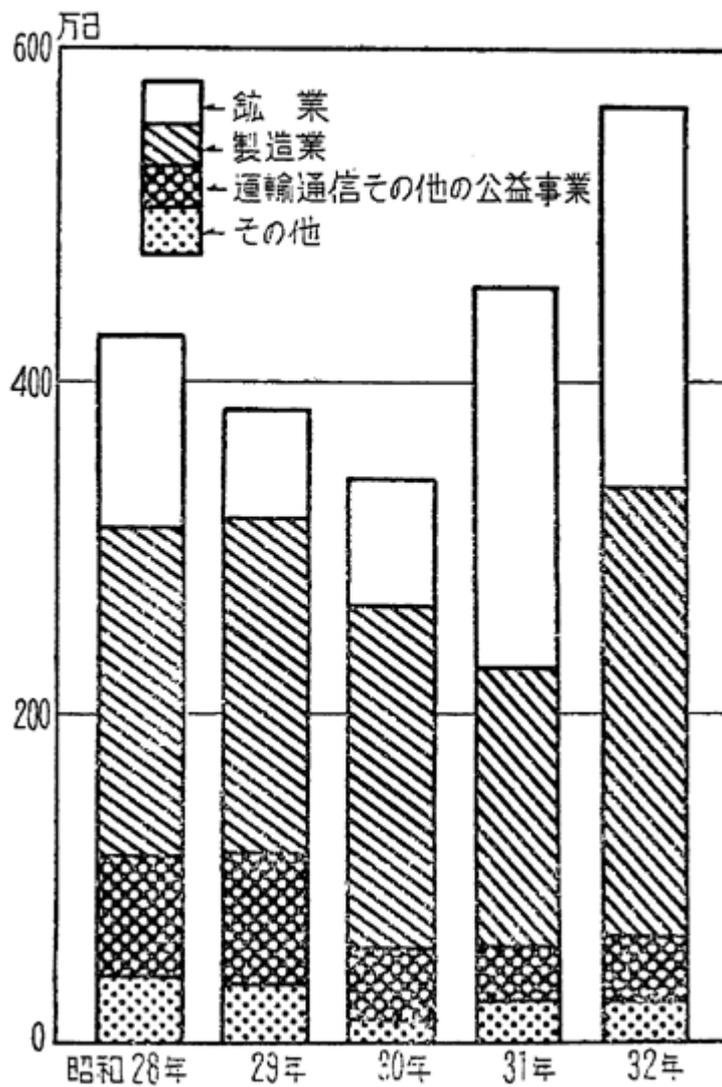
しかし作業停止争議では、春季斗争で全電通、全逓、私鉄、秋季斗争で日通、海員などの争議が実施され、行為参加人員数二七万人、損失日数三八万日となつたにもかゝらず、前年全逓、全電通がおこなつた程度の作業停止がなかつたため三一年を若干下回つた。

ついで総参加人員数が多いのは、製造業の一四四万人で、大規模な争議としては秋季斗争の鉄鋼、造船、労働時間短縮斗争の全織綿紡などの争議があつた。作業停止争議も右の各労組および年末手当斗争の紙パなどが実力行使を実施し、ことに鉄鋼の争議が長期化したこともあつて行為参加人員数は五一万人、損失日数は二六七万日となり、三一年に対し九万人、一〇九万日の増加、損失日数は全産業の約半数をしめるに至つた。

また鉱業の総参加人員数は、炭労の春季斗争、杵島に対する「支援スト」、退職手当斗争等により一〇三万人と製造業について多く、ことに作業停止争議の行為参加人員数では炭労の数度の実力行使により六三万人と各産業中でもつとも多く、三一年を四〇万人も上回つた。なお損失日数も炭労のほか春季斗争の全鉱、夏季手当および企業再建斗争の杵島炭黄の長期ストがあつて三一年を五万日上回る二三四万日となっている。

第39図 産業別労働損失日数の推移

第39図]「産業別労働損失日数の推移



資料出所 労働省「労働争議統計」

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働争議の状況

(3) 規模別にみた労働争議

三二年発生争議を総参加人員規模別にみると、総争議およびそのうちの争議行為を伴った争議ともに小規模争議がもっとも多く、三一年にくらべてもその増加は小規模争議で最大であったと考えられる(第一七〇表参照)。これは企業規模別には中小企業における争議が他の規模の争議に比して多く、三一年に対する増加も一層多かつたことによるものであって、わが国では産業別職業別等の企業の枠をこえた横断的組織が少ないために中小企業の争議は一般に中小規模争議の形態をとることに原因している。

第170図 参加人員規模別労働争議発生件数

第170表 参加人員規模別労働争議発生件数

年	争 議			
	合 計	1人～99人	100人～499人	500人以上
	件 %	件 %	件 %	件 %
昭和30年	1,301 (100.0)	665 (51.1)	331 (25.4)	305 (23.4)
31年	1,285 (100.0)	609 (47.4)	379 (29.5)	297 (23.1)
32年	1,646 (100.0)	745 (45.3)	439 (26.7)	462 (28.0)
	(1,646) (100.0)	(798) (48.5)	(454) (27.6)	(394) (23.9)
	争 議 行 為 を 伴 っ た 争 議			
昭和30年	795 (100.0)	395 (49.7)	206 (25.9)	194 (24.4)
31年	799 (100.0)	318 (39.8)	262 (32.8)	219 (27.4)
32年	993 (100.0)	361 (36.4)	273 (27.5)	359 (36.1)
	(993) (100.0)	(414) (41.7)	(288) (29.0)	(291) (29.3)

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 32年()内の数字は従来の第三者関与の対象人員または争議行為参加人員の規模によらず、争議団体の構成員の総数(総参加人員)を基準とした規模別の件数である。

中小企業の争議が三一年に対しこのように増加した理由を、要求事項別にみると、積極的要求をもった争議が大きくふえたことによるものであり、なかでも賃金増額を要求する争議の増加は著しいものであった。そのため中小企業における争議の要求事項総数のうち積極的要求のしめる割合は三一年を大きく上回るに至った。しかし他の企業規模の争議と比較すると、要求事項総数のうち消極的要求件数のしめる割合がなおかつ相当高い比率であることは従来と同様であった(第一七一表参照)。

第171表 企業規模別労働争議発生件数

企 業 規 模	争 議				
	発 生 総 件 数	要 求 事 項 総 数	積 極 的 要 求	消 極 的 要 求	そ の 他
規 模 計	(1,646)	(1,768)	(1,299)	(266)	(203)
5,000 人 以 上	301	336	220	20	96
1,000人 ~ 4,999人	317	330	299	9	22
500人 ~ 999人	250	261	238	8	15
100人 ~ 499人	620	652	557	68	27
99人 以 下	943	1,016	759	171	86
分割不能の連合争議	31	32	28	1	3
	争 議 行 為 を 伴 っ た も の				
規 模 計	(993)	(1,084)	(802)	(136)	(146)
5,000 人 以 上	269	302	193	19	90
1,000人 ~ 4,999人	264	274	250	9	15
500人 ~ 999人	176	185	170	6	9
100人 ~ 499人	418	444	391	38	15
99人 以 下	630	686	548	75	63

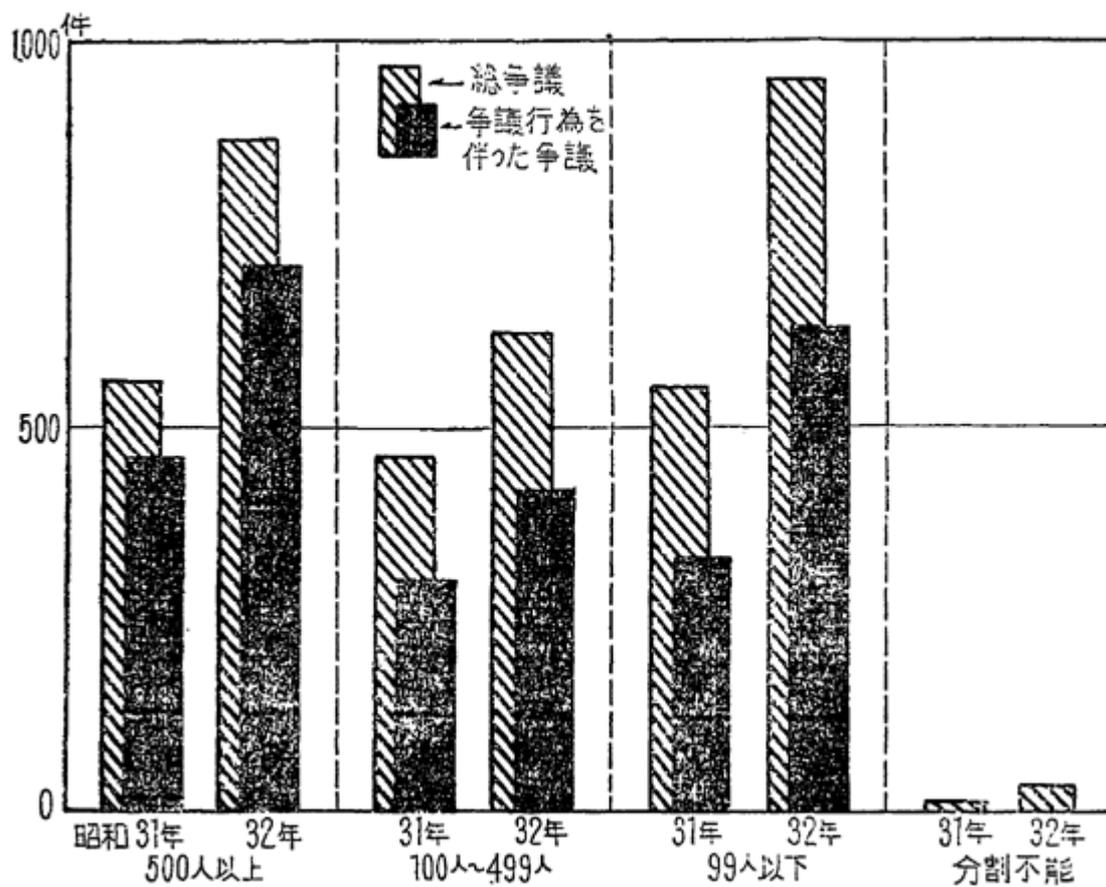
資料出所 労働省「労働争議統計」

- (注) 1) 争議行為を伴わない連合体争議は事業所毎に調査されていないため規模別に分類することができないので分割不能として計上してある。
- 2) 連合体争議は規模計ではそれぞれ1件としているが、企業が2以上含まれている場合の連合体争議のうち争議行為を伴ったものについては各企業の該当する規模ごとに1件ずつ数えている。従って各規模の合計は規模計と一致しない。

なお規模別争議とは直接の関連はないが、未組織労働者の争議一九件(三一年は二二件)についてみると、これら争議のうちでも三二年は賃金増額など積極的要求をしたもののがかなりあったことは一つの特色であろう。

第40図 企業規模別労働争議発生件数

第40図 企業規模別労働争議発生件数



資料出所 労働省「労働争議統計」

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働争議の状況

(4) 要求事項別労働争議

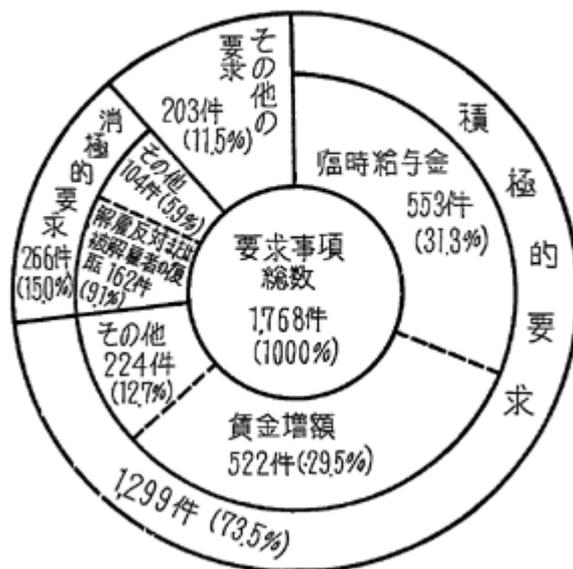
つぎに要求事項についてみると、三二年下半期以降経済の停滞傾向がはじまったにもかかわらず、好況の余波もあって積極的要求に関する争議が三一年より一層増加し、要求事項総数のうちしめる割合は二六年につぐ高い率となった。すなわち要求事項総数一、七六八件のうち積極的要求件数は一、二九九件、七三、五%をしめ、三一年に対して二九七件、二・九ポイントの増加であった。

これは主として賃金増額要求(五二二件)の対前年一六七件増、臨時給与金要求(五五三件)の対前年七七件増によるものであって、前者は春季斗争時、ついで秋季、年末斗争時に大きな増加がみられ、後者は年末および夏季斗争時に大きな増加がみられた。また積極的要求のなかでやゝ特色のあるのは、数は少ないが労働時間変更に関する要求が四五件(三一年は六件)、あったことで、これは全織同盟の労働時間短縮斗争などがおこなわれたことによるものである。

一方消極的要求件数は二六六件、要求事項総数のうち一五・〇%で三一年より一件、三・八ポイントの減少であった。この比率は二一、二二年につぐ低い率であるが、三二年の比率の低下は積極的要求件数の増加が相対的に大きかったことによるものである。しかし消極的要求件数の動きを月別にみると、下半期において若干ながら増加の傾向をしめし、ことに九月以降の各月は製造業、サービス業、卸売及び小売業等において増加がみられたため、前年同期の件数を上回るに至った。このような消極的要求件数の増加傾向は、経済の動きと関連して今後の推移が注目されるであろう。

第41図 労働争議(発生)主要要求事項別件数

第41図 労働争議（発生）主要要求事項別
件数



資料出所 労働省「労働争議統計」

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働争議の状況

(5) 労働争議の解決状況

三二年中に解決した労働争議は一、六〇三件で、年間に実施された総争議のうち九五・四%の解決率であった。この三二年中に解決をみた争議を継続期間別にみると、短期に解決した争議が三一年よりさらに増加し、作業停止争議日数も短期のものが増加した。これを総参加人員規模別にみると、総争議の継続期間は小規模争議では他の規模の争議にくらべて短期のものが概して多いが、作業停止日数で見るとむしろ大規模争議のほうが短期で終結している割合が高い。これは、小規模争議にあっては、争議発生と同時に激発的に実力行使にはいるものが、大規模争議よりも多いことによるものであろう(第一七二表、第一七三表、第一七四表参照)。

第172表 継続期間別労働争議解散件数

第172表 継続期間別労働争議解決件数							
年	合計	5日以下	6～10日	11日～ 20日	21日～ 30日	31日～ 100日	101日 以上
	件	件	件	件	件	件	件
昭和29年	1,191 (100.0)	298 (25.0)	234 (19.7)	229 (19.2)	119 (10.0)	241 (20.2)	70 (5.9)
30年	1,297 (100.0)	400 (30.8)	266 (20.5)	237 (18.3)	123 (9.5)	194 (15.0)	77 (5.9)
31年	1,297 (100.0)	420 (32.4)	249 (19.2)	263 (20.3)	121 (9.3)	180 (13.9)	64 (4.9)
32年	1,603 (100.0)	528 (32.9)	325 (20.3)	325 (20.3)	120 (7.5)	242 (15.1)	63 (3.9)

資料出所 労働省「労働争議統計」

第173表 作業停止日数別作業停止労働争議解散件数

第173表 作業停止日数別作業停止労働争議解決件数

年	合計	10日以下	11日～20日	21日～30日	31日以上
昭和29年	620 (100.0)	507 (81.8)	60 (9.7)	27 (4.3)	26 (4.2)
30年	644 (100.0)	545 (84.6)	47 (7.3)	22 (3.4)	30 (4.7)
31年	632 (100.0)	529 (83.7)	49 (7.8)	21 (3.3)	33 (5.2)
32年	813 (100.0)	703 (86.5)	57 (7.0)	21 (2.6)	32 (3.9)

資料出所 労働省「労働争議統計」

第174表 総参加人員規模および継続期間別労働争議解散件数

第174表 総参加人員規模および継続期間別労働争議解決件数

総参加人員規模	合計	5日以下	6日～10日	11日～20日	21日～30日	31日～100日	101日以上
合計	1,603 (100.0)	528 (32.9)	325 (20.3)	325 (20.3)	120 (7.5)	242 (15.1)	63 (3.9)
99人以下	726 (100.0)	268 (36.9)	137 (18.9)	135 (18.6)	52 (7.2)	107 (14.7)	27 (3.7)
100人～499人	426 (100.0)	139 (32.6)	97 (22.8)	105 (24.6)	32 (7.5)	39 (9.2)	14 (3.3)
500人～999人	156 (100.0)	51 (32.7)	27 (17.3)	37 (23.7)	12 (7.7)	24 (15.4)	5 (3.2)
1,000人～4,999人	154 (100.0)	42 (27.3)	45 (29.2)	32 (20.8)	13 (8.4)	21 (13.6)	1 (0.7)
5,000人以上	141 (100.0)	28 (19.9)	19 (13.5)	16 (11.3)	11 (7.8)	51 (36.2)	16 (11.3)

資料出所 労働省「労働争議統計」

争議の解決結果は従来同様妥協に終わったものが九割をしめてもっとも多いが、三二年は不貫徹および貫徹が若干増加して解散総件数中にしめる比率もやゝ上昇をしめた。不貫徹の増加は、経営および人事に関する要求のうち解雇反対等の消極的要求およびその他人事に関する要求の不貫徹の増加がその主たるものであり、貫徹の増加は組合の承認、賃金増額、労働時間変更等の積極的要求および消極的要求のうち解雇反対要求の貫徹の増加がその主たるものであった。

さらに解決方法は当事者直接交渉によるものが従来同様一貫した増加をしめし、総件数中にしめる比率も上昇した。一方労働委員会関与によるものは比率では低下したけれども、解決件数そのものは二六年以降もっとも多くなっている。

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働争議の状況

(6) 不当労働行為申立状況

三二年の不当労働行為申立件数は三一年より六二件増の四二九件であった。申立事項を内容別にみると、労働組合法第七条第一号(不利益取扱)の事件が三〇〇件でもっとも多く、ついで第三号(支配介入)二二八件、第二号(団体交渉拒否)九五件の順となっている。このうち申立件数中の大きな割合をしめる一号および三号事件についてみると、前者はもっとも多数であるにもかかわらず申立総数に対する比率は年々減少をしめし、後者はこれに反して数、比率とも増加の傾向を辿っている(第一七五表参照)。これと関連して申立人の状況をみると、組合申立によるものが三四四件で全体の八割をしめ、個人申立によるもの(八五件)は漸次減少する傾向をしめしている(第一七六表参照)。

第175表 該当項目別不当労働行為申立件数

第175表 該当項目別不当労働行為申立件数 (初審のみ)

年	総申立件数		第7条1号		第7条2号		第7条3号		第7条4号	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
昭和24年(6月～12月)	320	(100.0)	294	(91.9)	42	(13.1)	55	(17.2)	—	(—)
25年(1月～12月)	526	(100.0)	474	(90.1)	74	(14.1)	110	(20.9)	—	(—)
26年(1月～12月)	287	(100.0)	255	(88.9)	33	(11.5)	104	(36.2)	—	(—)
27年(1月～12月)	320	(100.0)	269	(84.1)	35	(10.9)	126	(39.4)	1	(0.3)
28年(1月～12月)	394	(100.0)	315	(79.9)	51	(12.9)	177	(44.9)	3	(0.8)
29年(1月～12月)	445	(100.0)	354	(79.6)	67	(15.1)	215	(48.3)	4	(0.9)
30年(1月～12月)	392	(100.0)	305	(77.8)	73	(8.6)	153	(39.0)	4	(1.0)
31年(1月～12月)	367	(100.0)	288	(78.5)	90	(24.5)	172	(46.9)	6	(1.6)
32年(1月～12月)	429	(100.0)	300	(69.9)	95	(22.1)	228	(53.1)	4	(0.9)

資料出所 中央労働委員会事務局「不当労働行為取扱件数調」

(注) 1) 移送事件を除く

2) 1件につき二つ以上の号にわたるものについては、それぞれの欄に計上されているため、各欄の合計は総申立件数と一致しない。

第176表 申立人別不当労働行為申立件数

第176表 申立人別不当労働行為申立件数(初審のみ)

年	総申立件数		組合申立件数		個人申立件数	
	件	%	件	%	件	%
昭和24年(6月～12月)	320	(100.0)	103	(32.2)	217	(67.8)
25年(1月～12月)	526	(100.0)	193	(36.7)	333	(63.3)
26年(1月～12月)	287	(100.0)	147	(51.2)	140	(48.8)
27年(1月～12月)	320	(100.0)	169	(52.8)	151	(47.2)
28年(1月～12月)	394	(100.0)	241	(61.2)	153	(38.8)
29年(1月～12月)	445	(100.0)	312	(70.1)	133	(29.9)
30年(1月～12月)	392	(100.0)	288	(73.5)	104	(26.5)
31年(1月～12月)	367	(100.0)	283	(77.1)	84	(22.9)
32年(1月～12月)	429	(100.0)	344	(80.2)	85	(19.8)

資料出所 中央労働委員会事務局「不当労働行為取扱件数調」

(注) 移送事件を除く

この三号事件および組合申立の増加傾向は、組合に対する支配介入の増加ということのほか、組合の不当労働行為に対する態度の変化により、従来個人的問題とされていたものを組合全体の問題としてとりあげることが多くなったためではないかと考えられる。

なお、公共企業体等労働委員会が取扱つた不当労働行為事件を参考までに掲げると第一七七表のとおりである。

第177表 旧仲裁委および公労委に対する不当労働行為申立件数

第177表 旧仲裁委および公労委に
対する不当労働行為申立
件数

年	総計	第7条 第1号	第7条 第2号	第7条 第3号
昭和28年	3	0	1	2
29年	2	1	1	0
30年	0	0	0	0
31年	2	2	0	1
32年	4	2	0	2

資料出所 公共企業体等仲裁委員会
事務局「仲裁委事案既要」
および公共企業体等労働
委員会事務局「公共企業
体等労働委員会年報」

- (注) 1) 1件につき二つ以上の号
にわたるものについては
それぞれの欄に計上され
ているため、各欄の合計
は申立件数と一致しな
い。
- 2) 申立件数はすべて組合申
立にかかるものである。